

下呂市監査告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年度定例監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年 5月28日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 今井美好

平成26年度 定例監査 指摘事項に伴う措置状況

1 馬瀬地方自然公園事業負担金について		担当課：馬瀬振興事務所 馬瀬地域振興課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
馬瀬地方自然公園づくり委員会規約第8条に「委員の会費は、一人年1,000円とする」と規定され、実際、会費徴収が行われているとのことでした。しかしながら、馬瀬地方自然公園事業負担金申請書に添付された同委員会の平成26年度予算書及び平成25年度決算書には会費収入が計上されていません。会費分は別途会計処理しているとのことですが、会費分を含めた予算書、決算書で負担金を決定すべきと考えます。同委員会の事務局として、適切な事務処理に努めてください。	(措置済、改善中、未措置) 馬瀬地方自然公園づくり委員会事務局へ、指摘された会計処理について指導し、平成26年度は決算処理を行い、平成27年度からは予算計上し決算処理を実施いたします。	

2 市の債権管理について

担当課：総務部 総務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
自主財源の確保や市民負担の公平性確保の観点から、市債権の収入未済額縮減が重要な課題となっています。現在、多様な債権の回収業務はそれぞれの担当課で行われていますが、その方法に差異がみられます。特に税外収入を扱う担当課においては、限られた人員の中で、課の主業務に注力しなければならないことから滞納整理の業務比率が低く、ノウハウ等についても苦労の様子が窺われました。また、債権の性質によって管理方法が異なりますが、特に、非強制徴収公債権と私債権の区別が明確でない場合があり、当市には強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の区分基準を示したものがないため、時効期間や時効の援用の要否などの判断について、各担当課において苦慮しているものと類推します。こうしたことから、効率的で効果的な債権管理を行うため、債権管理条例の制定や、実務を行うための債権管理マニュアル等の策定について検討してください。 また、職員のスキルアップ、ノウハウの蓄積を図るための研修の取り組みや、全庁的な債権管理体制の構築についても検討してください。	(措置済、改善中、未措置) 第2次行政改革の取組において、平成23年7月に収納率向上委員会を立ち上げ、当該年度に3回の検討会議を開催し、市が保有する債権の債権区分（強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権）、時効及び適用法令を確認するとともに、収納率向上に向けた対策を検討してきたところです。残念ながら限られた人員の中で課としての主業務に注力することを優先し、委員会として具体的な取組みまでは発展せず、滞納整理について税務課を中心とした相談関係の構築、横の連携のきっかけづくりに留まっています。 また、平成26年度には、税務課において他部署を含めた徴収業務研修会を開催するとともに、保育料の債権徴収について税務徴収部門と共同して行うための準備調整を始めております。 市税においては徴収担当を配置しておりますが、それ以外の債権にあっては専門の職員の配置が無いことから徴収に関するノウハウについては課題があると認識しております。財政的な視点や市債権の適切な管理と回収の責任からも効率的で効果的な債権管理が求められています。 今後は全庁的な債権管理のあり方と例規の整備（債権管理条例の制定）を視野に入れながら総務課が調整役となり債権を管理する担当課と協議を進めていきます。

3 複式簿記・発生主義会計に関する研修の取り組みについて	担当課：総務部 管理課
指 摘 事 項	措 置 状 況
普通会計においては、単式簿記、現金主義が定着している中で、当市においても、平成20年度から新地方公会計制度に基づき、複式簿記、発生主義会計が導入された「財務書類4表」が作成、公表されています。こうした財務書類は、財政運営にかかる重要な課題として全庁的に共有するとともに、活用することが重要となります。また、下水道事業と簡易水道事業について、人口3万人以上の自治体を対象に、平成32年4月までに公営企業に移行させるという総務省の考え方が示され、自治体に対し要請されることとなります。こうした状況に即して、直接の担当如何を問わず多くの職員が、複式簿記、発生主義会計について学ぶことが必要と考えますので、研修会の開催などについて検討してください。	(措置済、改善中、未措置) 職員研修の受講先は、県市町村振興協会、日本経営協会、その他（民間企業）の3カ所があり、研修費用については、県市町村振興協会研修は無料、日本経営協会研修は、県市町村振興協会より補助があり、その他民間企業が主催する研修は有料であります。 複式簿記等研修の案内に限らず、職員にはしらさぎネットにより周知し、又は担当課の職員に通知するようにしています。また職員が希望しスキルアップのための研修については、職員の申請により受講できる体制であります。なお上下水道部水道料金課では担当者が、平成26年度より複式簿記等の研修に2回ほど出席し勉強しています。 今後、職員に対して複式簿記等の研修会の開催については、状況を見ながら検討していきます。

4 内部統制について	担当課：総務部 総務課
指 摘 事 項	措 置 状 況
今回の定例監査においても、事務処理上の単純なミスが散見されました。当市における職員と業務に関する状況をみると、職員の定数削減が進み、その一方で行政ニーズが多様化する中、業務の専門化、個人完結型の傾向がみられます。また、第3次下呂市行政改革実施計画の基本方針Ⅱ「効率性、機能性を重視した組織の改革」には部課の統廃合や管理職の削減が挙げられています。こうした状況にあつては、内部監視機能が低下することになり、例えば、 ①決裁において、複数の職員を経ていても内容が把握されていないため事務の誤りが見過ごされる。 ②チェック、検算がないまま書類が完成してしまう。 ③業務の個人完結型の弊害により、事務処理の遅延が発生する。 ④前例踏襲により改善すべきことが改善されない。 などの事務処理の不備に対し、これを未然に防止することは困難の度合いを増すこととなります。これまで当市においては、こうした事務処理の不備がたびたび発生していますが、全庁レベルでの対応が不十分と思われます。職員定数の削減や管理職の削減を実施するのであれば、同時に内部統制を構築することが重要と思われます。 なお、平成21年4月公表の総務省「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」による、「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～」では、内部統制の目的として、「業務の有効性・効率性」「財務報告の信用性の確保」「法令等の遵守」「資産の保全」が挙げられ、地方自治体の実情に即して、なぜ内部統制を整備・運用するのか自主的に考えることが妥当としています。また、内部統制を導入する必要性等について議論し、自主的に決定していくプロセスが重要としています。整備、運用にあたっては、同報告書の「地方公共団体が内部統制を整備・運用する場合の留意点」を参考にし、実効性のある取り組みを望みます。	(措置済、改善中、未措置) 内部統制に関し参考とすべき資料「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～」では、内部統制について4つの目的（業務の効率性・有効性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全）を示しており、それらを達成するための取り組みにより住民から信頼される自治体の実現が図れると述べています。 内部統制の考え方をういた組織マネジメントは、先んじて会社法、金融商品取引法により法制化され、民間企業においては経営における健全性、適正な財務・企業情報の開示が行われております。 公共団体においても、今後の行政運営や行政改革を進める上で重要な指標であることには変わりなく、一般的には組織体制の整備、基本方針を策定した上で、PDCAサイクルを導入して進めて行く順序をたどりますが、下呂市においては、業務マニュアルの整備や組織権限の見直し等すでに内部統制の考え方が存在しており、人的・財政的な制約がある中で費用対効果を十分踏まえて、下呂市におけるリスクに対して市長の役割と関与を明確化し、組織的な対応等についてできることから始めて行きたいと考えています。 また、指摘にありますように、行政改革により職員の削減を進めておりますが、これにより内部のモニタリング機能の低下やリスク対応への不備が起きないように、リスクを洗い出し影響度を分析して必要な対策を組織的に講じていきます。

5 保健師の配置と事務分掌について	担当課：福祉部 高齢福祉課・健康医療部 健康課
指 摘 事 項	措 置 状 況
福祉部高齢福祉課（地域包括支援センター金山支所）と健康医療部健康課（金山保健センター）に、平成26年4月から保健師1名が兼務で配置されています。介護保険法施行規則第140条の66第1項第1号には、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数が規定され、当市は、保健師その他これに準ずる者を、第一号被保険者の数に基づき3名としています。兼務は、この基準と、保健師の退職に伴う欠員がその理由になっているとのことでした。下呂市医療ビジョンでは、保健、医療、福祉（介護）の連携強化が掲げられ、下呂市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画でも、地域包括ケアシステムの構築が掲げられ、庁内及び関係行政機関等の連携体制の強化についても挙げられているところですが、部も課も異なる組織の中で、双方の業務を遂行することに苦労の様子が窺えます。 また、前述の介護保険法施行規則第140条の66第1項第1号には「(略) <u>専ら</u>その職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること(略)」と規定され、第3次地域主権一括法の施行に伴い平成27年4月に施行される、下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例第2条にも「(略) 次に掲げる者を<u>専ら</u>その職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、(略)」と規定されています。こうしたことから、保健師の兼務について見直しをしてください。（下線は監査委員による） なお、保健師の訪問活動や相談活動は、重要な業務であるとともに、その内容によっては1件の相談等に多くの時間を費やす場合もあり、広範な市域で行われています。こうしたことを踏まえ、保健及び高齢者福祉行政を行う上で適正な職員配置を行い、事務分掌を定めてください。	(措置済、改善中、未措置) 福祉部高齢福祉課（地域包括支援センター金山支所）と健康医療部健康課（金山保健センター）の兼務保健師の業務軽減のため、他の保健センター職員との連携や、保健師業務以外の業務については本課から職員を派遣し対応しております。 保健師職の兼務の配置は、保健師退職による補充ができなかったことによるやむを得ない配置でありました。今回の指摘を受け総務部管理課と保健師職の必要性とあり方について確認するとともに、保健師の職性を活かした配置及び保健師の確保の協議を進めています。

6 下呂の森が育んだ木の家推進事業について

担当課：農林部 林務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
下呂市産材の利用拡大を図る目的で、下呂市産の木材を一定量以上使用して住宅を新築又は増改築した場合に、下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金交付要綱により補助金が交付されています。平成26年度の予算には、新築タイプが6件分、増改築タイプが38件分、あわせて750万円の補助金が計上され、当該制度は、昨年度に比べ改善されるなど、当市においては、有効な林業活性化施策の一つとして積極的に取り組まれています。しかしながら、11月末現在の交付決定状況は、新築タイプが9件分126万円、増改築タイプが9件分135万円で、予算現額に対する交付決定額の比率は、34.8%と低い状況になっています。補助金は、広く、多くの市民に利用されてこそ、その公平性が保たれるといった観点から、PDCAサイクルにより当該補助金の利用が少ない理由を検証し、必要に応じて、補助対象要件の拡大、緩和についても検討してください。	(措置済、改善中、未措置) 2月末現在の交付決定状況は、新築タイプが11件分167万円、増改築タイプが9件分135万円です。 新築タイプは、当初予算180万円に対し、93%とほぼ予定どおりですが、増改築タイプについては、当初予算570万円に対し24%と執行率が低くなっています。 これは、増改築においては、現行の補助条件では施工数の多い小規模な増改築が対象にならないためであると考えられます。そのため、地域材を利用している小規模な増改築に対しても補助することにより、より一層地域材の利用拡大が図られるよう増改築の補助条件を緩和することとし、下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正し、平成27年度事業から適用する予定です。 (改正する内容) 補助対象となる住宅又は店舗の要件として、「地域材を2㎡以上使用して増改築をする住宅若しくは内装材に地域材を20㎡以上使用して増改築をする住宅又は店舗であること」を「地域材を1㎡以上使用して増改築をする住宅若しくは内装材等に地域材を10㎡以上使用して増改築をする住宅又は店舗であること」に変更します。

7 下呂温泉合掌村不動産鑑定評価業務について	担当課：観光商工部 観光施設
指 摘 事 項	措 置 状 況
下呂温泉合掌村敷地の隣接土地を取得するという理由で、不動産鑑定評価業務が委託されています（委託料1, 436, 400円）。鑑定の対象となった8件の土地のうち7件は、現在施設用地として賃貸借契約している土地で、1件は施設用地になっていません。また、鑑定評価額の総額は多額となっており、下呂温泉合掌村経営改善計画が進められる中で、現在のところ、鑑定対象となった土地についての具体的な購入計画や資金計画、また、施設用地となっていない土地の具体的な利用計画は決まっています。これらの計画が決まっていない時点での鑑定評価は、年数経過に伴い、地価変動による修正を行わなければならないことや、将来計画の参考とするのであれば、公示地価等による簡易な評価方法も考えられることから、この業務委託は適切性に欠けるものと思料します。	(措置済、改善中、未措置) 今回の鑑定評価を委託した場所は中心街から離れた所にあり、面積が大きく不整形な土地であるため、路線価を使用した簡易な評価では誤差が大きくなってしまいう事から鑑定評価を実施しました。 下呂温泉合掌村では現在経営改善計画を進めており、平成29年度には民営化（指定管理化）等への移行を模索しています。この鑑定評価書は、県から打診のあった用地取得の検討に今年度利用しており、平成27年度は賃借地を含めた施設用地の利用計画を策定するために活用します。 鑑定評価書は、意見書を添付して数年間使用することが出来ますので、有効に活用するよう努めてまいります。